|  |
| --- |
| HP用 |
| 【運用基準】  「既存宅地の確認を受けた土地」には、市街化調整区域となった時点で  建築物が存する土地と判断できるものも含む。ただし、平成13年5月18日以降の  線引きは除く。  ※既存宅地とは：「都市計画法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による  改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定による宅地」である。 |